

令和6年度第2回沖縄県地域職業能力開発促進協議会 次第

日 時：令和7年3月18日（火）

10：00～11：30

場 所：那覇第2地方合同庁舎1号館
2階大会議室

1 開会

2 議題

- (1) 令和7年度沖縄県地域職業訓練実施計画(案)について
- (2) 公的職業訓練効果検証の対象分野(案)について
- (3) 産業人材育成計画(仮称)策定事業について

3 閉会

<配付資料>

- 資料1 令和7年度沖縄県地域職業訓練実施計画（案）説明資料
- 資料2 令和7年度沖縄県地域職業訓練実施計画（案）
- 資料3 公的職業訓練効果検証の対象分野（案）について
- 資料4 産業人材育成計画（仮称）策定事業について
- 参考資料1 令和6年度沖縄県地域職業訓練実施計画
- 参考資料2 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ運営要綱

沖縄県地域職業能力開発促進協議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

【都道府県】

まつなが きょう
松永 享 沖縄県商工労働部長

【職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体】

あらかき のぶと
新垣 信人 沖縄県職業能力開発協会 事務局長代理
いいだ ひろたけ
飯田 洋丈 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部長
いしかわ まさたけ
石川 正剛 一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会 副会長
とみかわ しん
富川 伸 一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者
(株式会社ニチイ学館那覇支店 ヘルスケア事業支店長)

【労働者団体】

なかむら のりひろ
仲村 至弘 日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長

【事業主団体】

がじゃ やすのり
我謝 育則 公益社団法人沖縄県工業連合会 専務理事
き ゆ な とみひろ
喜友名 朝弘 沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
きんじょう あつし
金城 敦 沖縄県商工会議所連合会 常任幹事
たばた かずお
田端 一雄 一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事
つ は こ とおる
津波古 透 沖縄県商工会連合会 専務理事
とう ま えいこ
當眞 永子 沖縄県中小企業家同友会 事務局長

【職業紹介事業者等】

じゃはな よしとも
謝花 喜伴 株式会社パソナ パソナ・那覇 支店長

【学識経験者】

あらかき ともし
新垣 友子 沖縄県大学就職指導研究協議会 会長
な か ざ はじめ
名嘉座 元一 沖縄国際大学経済学部 特任教授

【その他関係機関が必要と認める者】

さきま こうや
崎間 恒哉 沖縄県教育庁 教育指導統括監
ちねん おさむ
知念 修 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課長

【都道府県労働局】

しばた えいじろう
柴田 栄二郎 沖縄労働局長

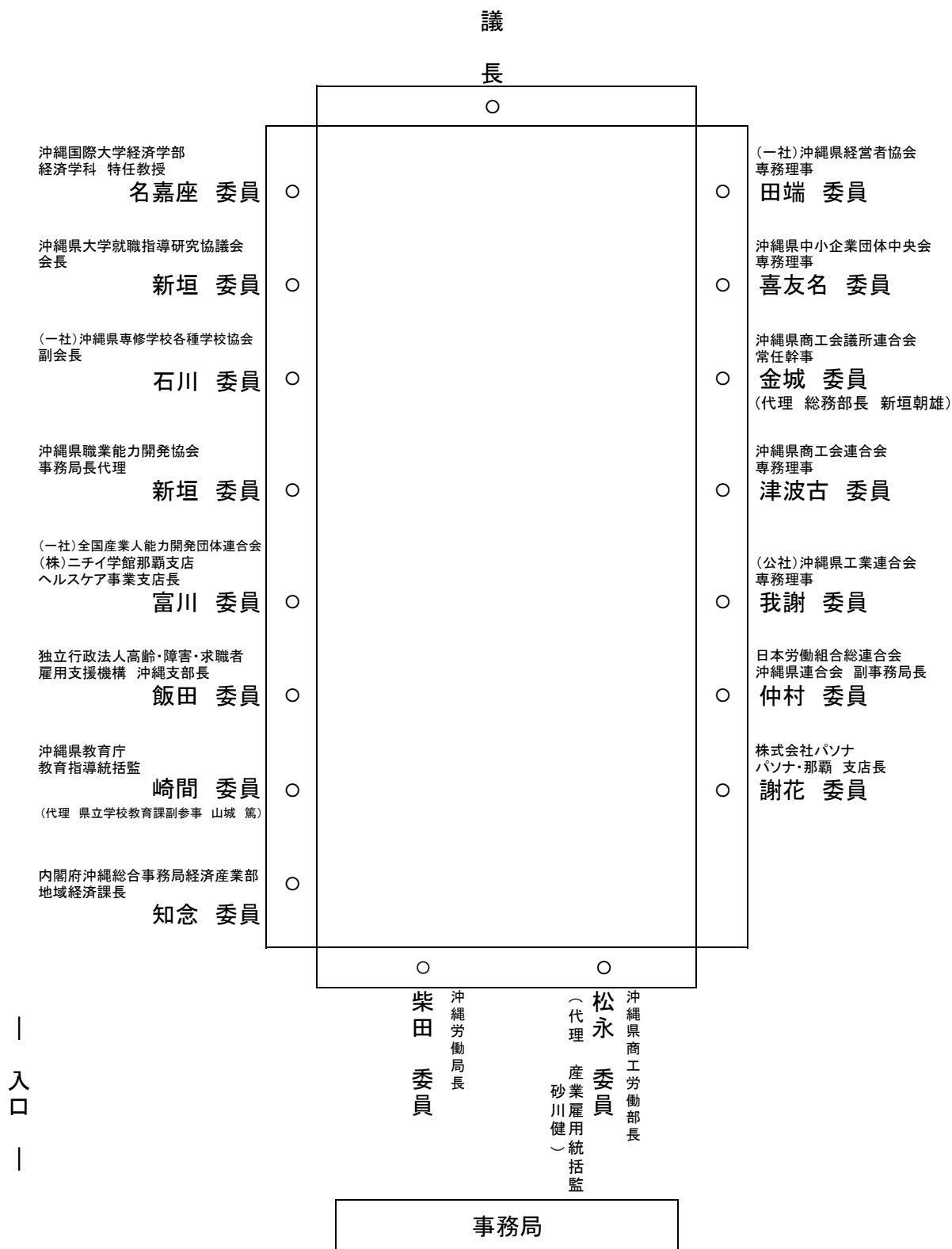
令和6年度 第2回沖縄県地域職業能力開発促進協議会 座席表

日時: 令和7年3月18日(火)

10時00分～11時30分

場所: 那覇第2地方合同庁舎1号館

2階大会議室



◆◆◆ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像〔沖縄県〕◆◆◆

公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

◇対象：ハローワークの求職者
(無料（テキスト代等除く）)

◇訓練期間：概ね3か月～2年

◇実施機関

主に雇用保険受給者

※受講期間中
基本手当＋受講手当(500円／訓練日)＋通所手当＋寄宿手当を支給

国 (ポリテクセンター 沖縄)	沖縄県 (浦添・具志川職業能力 開発校)	民間教育訓練機関等 (県からの委託)
主にもものづくり分野の 高度な訓練を実施（溶 接ものづくり科、住空 間デザイン科等）	地域の実情に応じた多 様な訓練を実施（エク ステリア科、自動車整 備科等）	事務系、介護系、情報 系等様々な分野の訓練 を実施

◇対象：ハローワークの求職者 (無料(テキスト代等除く))	主に雇用保険を受給できない方
◇訓練期間：2～6か月	※受講期間中 受講手当(月10万 円)+通所手当+寄宿手当を支給 (本人収入が月8万円以下等、一定 の要件を満たす場合)
◇実施機関	
民間教育訓練機関等 (訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)	
<基礎コース>	<実践コース>
基礎的能力を習得する訓練	基礎的能力から実践的能力まで一括して習 得する訓練(介護系(介護福祉サービス科 等)、情報系(ソフトウェアプログラマー 養成科等)、医療事務系(医療・調剤事務 科等)等)

在職者向け

◇対象：在職労働者(有料)
◇訓練期間：概ね2日～5日
◇実施機関：○国(ポリテクセンター沖縄・沖縄ポリテクカレッジ) ○沖縄県(浦添・具志川職業能力開発校)

学卒者向け

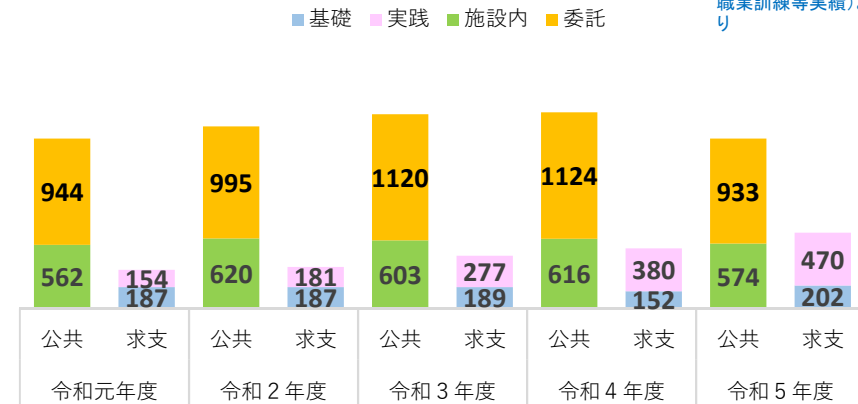
◇対象：高等学校卒業者等(有料)
◇訓練期間：1年又は2年
◇実施機関：○国(沖縄ポリテクカレッジ) ○沖縄県(浦添・具志川職業能力開発校)

障害者向け

◇対象：ハローワークの求職障害者(無料)
◇訓練期間：概ね3か月～1年
◇実施機関：○国(障害者職業能力開発校) ※沖縄県内には無し ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ・都道府県営(国からの委託) ○沖縄県(浦添・具志川職業能力開発校) ○民間教育訓練機関等(沖縄県からの委託)

離職者向け訓練の受講者数推移

※公共職業訓練の
データは本省(公共
職業訓練等実績)よ
り



1. 総説 【資料2 1ページ】

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化に対応し、適切な職業能力開発を行うため、「公共職業訓練」及び「求職者支援訓練」（以下「公的職業訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、計画期間中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて職業の安定、労働者の地位の向上を図るものである。また、関係機関が一体となって効率的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定をおこなうものとする。

2. 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等 【資料2 1～2ページ】

(1) 地域における人材ニーズ

- ・沖縄県においては、先進的なデジタル技術の導入によるDXを推進し、デジタル社会に対応した産業構造への転換を図っていくことが求められ、IT等のデジタル人材の育成が急務となっている。
- ・また、コロナ禍以前から、県の基幹産業である観光産業の人材不足が課題であり、その解消に向け、子どもや学生に対する観光産業の魅力発信や外国人観光客にも対応出来る高度な人材育成、観光地経営の担い手の育成・確保が必要である。

(2) 労働市場の動向と課題等

- ・令和7年1月の沖縄県の有効求人倍率は1.09倍となっており、雇用情勢は一部で堅調な動きが見られる。一方で、一部の産業において人手不足が深刻となっており、社会全体での有効な人材活用が必要である。そのためには働く者の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とすることや、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要であり、多様な人材が活躍できるよう環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。
- ・また、就職氷河期世代を含む中高年層のうち不安定な就労に就いている者に対する職業能力向上、出産・育児等でキャリアを中断した女性や短時間労働者等不安定な就労者に対する職業能力開発施策の充実も課題となっている。

(3) 職業訓練の実施状況

令和6年度における職業訓練の受講者数（令和6年12月末現在）

- ・公共職業訓練 2,465人/定員3,078人
- ・求職者支援訓練 430人/定員 849人

3. 計画期間中の公的職業訓練の実施方針（令和7年度） 【資料2 2～3ページ】

離職者訓練	公共職業訓練では、県立職業能力開発校および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、「職業に必要な知識・技能・技術を習得させる職業訓練の実施」、「就業後の職業の安定と地位向上及び地域社会の発展に寄与できる人材の育成」を目的に雇用情勢に応じた機動的な職業訓練を実施する。 求職者支援訓練では、協議会での議論を踏まえ都道府県が実施する委託訓練と連携を図る。また、全ての労働者がデジタル技術を活用できるようにするため、全ての訓練コースにおいてデジタルリテラシーの向上促進を図る。
在職者訓練	沖縄県内は中小零細企業が多く、大企業と比較して人材育成にかかる時間や賃金等に余裕がないことから、県立職業能力開発校および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、自ら従業員の職業能力開発を行うことが困難な中小企業等を支援するための訓練を実施する。
学卒者訓練	県立職業能力開発校において、「職業に必要な知識・技能・技術を習得させる職業訓練の実施」、「就業後の職業の安定と地位向上及び地域社会の発展に寄与できる人材の育成」を目的に県内の産業を支える即戦力となる若年技能者の育成を実施する。 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業能力開発大学校において、専門課程では技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を育成し、応用課程では産業界のニーズに対応できる生産技術・管理技術のリーダーを育成する。
障害者訓練	近隣県の障害者職業能力開発校を活用することが難しいことから、県立職業能力開発校において、障がい者訓練を継続するとともに、社会福祉法人等を活用した障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施する。

3. 計画期間中の公的職業訓練の実施方針（令和7年度） 【資料2 2～3ページ】

職業訓練の効果的な実施のための取組

令和6年度公的職業訓練効果検証ワーキンググループが当協議会に報告した「理容・美容分野」における改善促進策（案）について、令和7年度沖縄県地域職業訓練実施計画に以下のとおり記載し、改善に取り組むこととする。

【追加項目】

職業訓練の効果的な実施のための取組

離職者向け訓練のうち理容・美容分野については、令和6年度の訓練効果の検証結果を踏まえ、以下の点について改善に取り組む。

- ・ 多様な働き方に対する理解促進のため、訓練コースカリキュラムの設定にあたっては、職業人講話、職場見学を追加するよう実施機関に提案する。
- ・ ハローワークにおいて、受講あっせんや指定来所日等におけるキャリアコンサルティングを強化するとともに、キャリア形成・リスキリング推進事業との連携により訓練受講者が頻回にキャリアコンサルティングを受けることのできる環境を整備する。

4. 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（令和7年度）【資料2 3～8ページ】

（1）離職者訓練

種別		実施主体	令和7年度		令和6年度	
			対象者数	対象者数計	対象者数	対象者数計
公共職業訓練	施設内訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）	136	592	136	592
		国（ポリテクセンター沖縄）	456		456	
	委託訓練	民間教育訓練機関等（県からの委託）	1,169	1,169	1,164	1,164
求職者支援訓練 ※		民間教育訓練機関等（厚生労働大臣の認定） 基礎コース	213	853	212	849
		民間教育訓練機関等（厚生労働大臣の認定） 実践コース	640		637	
		合計	合計	2,614	合計	2,605

※ 求職者支援訓練の基礎コース：実践コース＝25：75

①公共職業訓練の就職率目標

- ・施設内訓練：82.5%以上、委託訓練：75%以上

②求職者支援訓練の就職率目標（雇用保険適用就職率）

- ・基礎コース：58%以上、実践コース：63%以上

ハロートレーニング（離職者向け）の7年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

沖縄県

			全体計画数	公共職業訓練 (浦添・具志川)	公共職業訓練 (ポリテク センター)	公共職業訓練 (浦添・具志川)	求職者支援訓練	
				施設内		委託		
分 野			対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	
公共職業訓練（離職者向け） 実践コース ※ 求職者支援訓練	デジタル	IT分野	354			40	191	640
		デザイン分野				123		
	営業・販売・事務分野		881	26		597	258	
	その他	医療事務分野	1,166			93	191	
		介護・医療・福祉分野				157		
		農業分野		20				
		旅行・観光分野				15		
		製造分野		60	204			
		建設関連分野		30	124	10		
		理容・美容関連分野				100		
	その他の分野			128	34			
求職者支援訓練（基礎コース）			213				213	
合計			2,614	136	456	1,169	853	

※ 求職者支援訓練実践コースの各分野における定員配分割合は、
デジタル分野（IT分野、デザイン分野のうちWEBデザイン系）30%、営業・販売・事務40%、その他30%

(2) 在職者、学卒者、障害者訓練

種別	実施主体	令和7年度		令和6年度	
		対象者数	計	対象者数	計
在職者訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）	106	968	102	943
	国（ポリテクセンター沖縄・沖縄ポリテクカレッジ）	862		841	
学卒者訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）普通課程	100	290	100	290
	国（沖縄ポリテクカレッジ）専門課程・応用課程	190		190	
障害者訓練	沖縄県（浦添・具志川職業能力開発校）	49	81	49	89
	民間教育訓練機関等（県からの委託）	32		40	

※2年課程（学卒者訓練）については、1年次の定員のみ記載。

- ①学卒者訓練の就職率目標：95%以上
- ②障害者訓練の就職率目標
 - ・施設内訓練：70%以上、委託訓練：55%以上

5. その他、職業能力開発及び向上促進のための取組 【資料2 8～9ページ】

- (1) 関係機関との連携
- (2) 受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施
- (3) 公的職業訓練の周知・広報

令和 7 年度沖縄県職業訓練実施計画（案）

令和 7 年 3 月 日

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、雇用失業情勢に応じて、職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上を図るものである。

また、沖縄労働局、沖縄県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部が一体となって、公的職業訓練を効率的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定をおこなうものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 地域における人材ニーズ

沖縄県においては、先進的なデジタル技術の導入によるDXを推進し、デジタル社会に対応した産業構造への転換を図っていくことが求められる。

新型コロナウイルス感染症等を契機として、テレワーク等の働き方をはじめ、生活全般においてデジタル技術を駆使した新たな業態、新たな日常の導入を加速させ、社会の幅広い領域でDXに代表される技術革新や産業構造の変化を促進させる中で、IT等のデジタル技術を活用した課題解決や業務効率化、他の業務領域との協力・連携を行えるIT等のデジタル人材の育成が急務となっている。

また、コロナ禍以前から、県の基幹産業である観光産業の人材不足が課題として挙げられており、人手不足の解消に向けては、子どもや学生に対する観光産業の魅力発信や外国人観光客にも対応出来る高度な人材育成、観光地経営の担い手の育成・確保が必要である。

(2) 労働市場の動向と課題等

沖縄県の有効求人倍率は新型コロナウイルス感染症の影響が緩和された令和4年8月以降30か月連続で1倍を超え、令和7年1月は1.09倍となっており、物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要があるものの、雇用情勢は一部で堅調な動きが見られる。一方で、コロナ収束後、県内経済活動の活発化に伴い、一部の産業において人手不足が深刻となっており、社会全体での有効な人材活用が必要である。そのためには、働く者の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とすること、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

少子高齢化・人口減少社会が進展する中、沖縄県の持続的な経済成長のためには多様な人材が活躍できるよう環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。

また、就職氷河期世代を含む中高年層のうち不安定な就労に就いている者に対する職業能力向上、出産・育児等でキャリアを中断した女性や短時間労働者等不安定な就労者に対する職業能力開発施策の充実も課題となっている。

(3) 職業訓練の実施状況（令和6年12月末現在）

令和6年度における職業訓練の受講者数は、次のとおりである。

公共職業訓練	2,465人/定員3,078人
・離職者訓練	1,191人/定員1,756人
・在職者訓練	803人/定員943人
・学卒者訓練	439人/定員290人
・障害者訓練	32人/定員89人
求職者支援訓練	430人/定員849人

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

(1) 離職者訓練の実施方針

ア 公共職業訓練の実施方針

県立職業能力開発校および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、「職業に必要な知識・技能・技術を習得させる職業訓練の実施」、「就業後の職業の安定と地位向上及び地域社会の発展に寄与できる人材の育成」を目的に雇用情勢に応じた機動的な職業訓練を実施する。

また、実施にあたっては、「地域における人材育成ニーズを踏まえること」、「中小企業等を対象とすること」、「ものづくり分野であること」、「民間教育機関で実施していないこと」等に留意のうえ実施するものとする。

イ 求職者支援訓練の実施方針

求職者支援訓練の（実施）認定にあたっては、協議会での議論を踏まえ都道府県が実施する委託訓練と連携を図るものとする。

また、「全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要である（デジタル田園都市国家構想総合戦略2023改訂版（令和5年12月26日閣議決定））」とされていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

訓練コースの設定にあたっては、育児中の女性等で再就職を目指す者、短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代を含む中高年層のうち不安定な就労に就いている者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることと

する。

ウ 職業訓練の効果的な実施のための取組

離職者向け訓練のうち理容・美容分野については、令和6年度の訓練効果の検証結果を踏まえ、以下の点について改善に取り組む。

- ・ 多様な働き方に対する理解促進のため、訓練コースカリキュラムの設定にあたっては、職業人講話、職場見学を追加するよう実施機関に提案する。
- ・ ハローワークにおいて、受講あっせんや指定来所日等におけるキャリアコンサルティングを強化するとともに、キャリア形成・リスクリング推進事業との連携により訓練受講者が頻回にキャリアコンサルティングを受けることのできる環境を整備する。

(2) 在職者訓練の実施方針

県内には中小零細企業が多く、大企業と比較して人材育成にける時間や資金等に余裕がないことから、各企業が自ら従業員の職業能力開発に取り組むことが厳しい状況にある。

このことから、県立職業能力開発校および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、自ら従業員の職業能力開発を行うことが困難な中小企業等を支援するため、在職者に対する訓練を実施する。

(3) 学卒者訓練の実施方針

県立職業能力開発校において、「職業に必要な知識・技能・技術を習得させる職業訓練の実施」、「就業後の職業の安定と地位向上及び地域社会の発展に寄与できる人材の育成」を目的に県内の産業を支える即戦力となる若年技能者を育成する。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業能力開発大学校において、専門課程では技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を育成し、応用課程では産業界のニーズに対応できる生産技術・管理技術のリーダーを育成する。

(4) 障害者訓練の実施方針

障がい者施策が、福祉から就労支援へと大きくその重点を移しつつある中、障がい者職業能力開発の果たす役割はますます期待が高まっている。

現在、全国における障害者職業能力開発校は、国立県営を中心に19校設置されているが、設置されていない都道府県においては、近隣県の施設などを活用するなどしているところである。

しかし、島嶼県である本県は、他県と異なり近隣県の施設を活用することが難しいことから、県立職業能力開発校において、障がい者訓練を継続するとともに、社会福祉法人等を活用した障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施する。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 離職者に対する公的職業訓練

ア 離職者に対する公共職業訓練（令和7年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、1,761人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、592人については、施設内訓練として実施するも

のとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、1,169人については、委託訓練として実施するものとする。

就職率は施設内訓練で82.5%以上、委託訓練で75%以上を目指す。

② 離職者訓練の内容

離職者訓練の内容等は、以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
施設内訓練	具志川職業能力開発校	3	46人	造園ガーデニング科 オフィスビジネス科
	浦添職業能力開発校	5	90人	電気工事科 建設機械整備科 配管・建物設備科 溶接・板金塗装科 エクステリア科
	沖縄職業能力開発促進センター	32	456人	テクニカルメタルワーク科 運輸機械サービス科 住環境計画科 RC造施工技術科 (短期デュアルコース) ビル管理技術科 ビル管理技術科 (短期デュアルコース) 電気設備技術科 IoTプログラミング科 スマート生産サポート科 橋渡し訓練
	計	40	592人	
委託訓練 (国)	具志川職業能力開発校	30	510人	知識等習得コース 長期高度人材育成コース デジタル資格コース eラーニングコース
	浦添職業能力開発校	35	641人	知識等習得コース 長期高度人材育成コース デジタル資格コース eラーニングコース 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース
委託訓練 (県独自)		1	18人	調理科

	計	66	1,169 人	
	合 計	106	1,761 人	

イ 求職者支援訓練（令和 7 年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、639 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 853 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%以上、実践コースで 63%以上を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

訓練認定規模に占める各コース及び分野の割合は、応募者数や認定申請件数などこれまでの実績を踏まえ、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 25%

ロ 実践コース 訓練認定規模の 75%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、デジタル（IT・デザイン）分野 30%、営業・販売・事務分野 40%、その他の地域ニーズ分野 30%として設定するものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする。

		定員計	地域別内訳		
			南部 地域	中・北部 地域	離島 地域
基礎コース		213	56	112	45
実践コース		640	346	252	42
デジタル系	I T 分野	191	131	60	—
	デザイン分野のうち WEB デザイン系				
	営業・販売・事務分野	258	117	99	42
	その他	191	98	93	—
計		853	402	364	87

※南部地域・・・那覇所管轄、中・北部地域・・・沖縄所及び名護所管轄、離島地域・・・宮古所及び八重山所管轄とする。

※認定状況に応じ、地域別の定員配分は変更する場合がある。

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 30%

ロ 実践コース 10%

(注) 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別(基礎コース・実践コース)の認定に活用することとする。第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別(基礎コース・実践コース)及び分野にかかわらず活用することとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等(令和7年度計画)

① 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、968人とする。

② 在職者訓練の実施内容

在職者訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
施設内訓練	具志川職業能力開発校	2	30人	建設機械運転科 建築CAD講座
	浦添職業能力開発校	6	76人	建設車両運転科 建築配管技能士実技対策講座 左官技能士実技対策講座 左官技能士学科対策講座
	沖縄職業能力開発促進センター	35	352人	機械系 電気・電子系 居住系

	沖縄職業能力開発大学 校	51	510 人	機械系 電気・電子系 居住系
合 計		94	968 人	

(3) 学卒者に対する公共職業訓練（令和7年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290 人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130 人については専門課程による公共職業訓練として、60 人については応用課程による公共職業訓練として、100 人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

就職率は95%以上を目指す。

② 学卒者訓練の実施内容

学卒者訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
普通課程	具志川職業能力開発校	4	80 人	電気システム科 自動車整備科 メディア・アート科（製版科） 情報システム科
	浦添職業能力開発校	1	20 人	自動車整備科
専門課程	沖縄職業能力開発大学 校	6	130 人	生産技術科 電子情報技術科 電気エネルギー制御科 住居環境科 ホテルビジネス科 物流情報科
応用課程	沖縄職業能力開発大学 校	3	60 人	生産機械システム技術科 生産電子情報システム技術科 生産電気システム技術科
合 計		14	290 人	

※2年課程については、1年次の定員のみ記載。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練（令和7年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、81 人とする。障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、32 人については委託訓練として、実施するものとする。

就職率は施設内訓練で70%以上、委託訓練で55%以上を目指す。

② 障害者訓練の実施内容

障害者等に対する公共職業訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
施設内訓練	具志川職業能力開発校	3	29 人	総合実務科 オフィスビジネス科
	浦添職業能力開発校	2	20 人	オフィスビジネス科
委託訓練 (国)	具志川職業能力開発校	7	11 人	知識・技能習得訓練コース(集合訓練) 実践能力習得訓練コース 特別支援学校早期訓練コース
	浦添職業能力開発校	8	21 人	知識・技能習得訓練コース(集合訓練) 実践能力習得訓練コース 特別支援学校早期訓練コース
合 計		20	81 人	

5 その他、職業能力開発及び向上促進のための取組

(1) 関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域ニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

国及び県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組を行うことが必要である。

令和7年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するにあたり、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

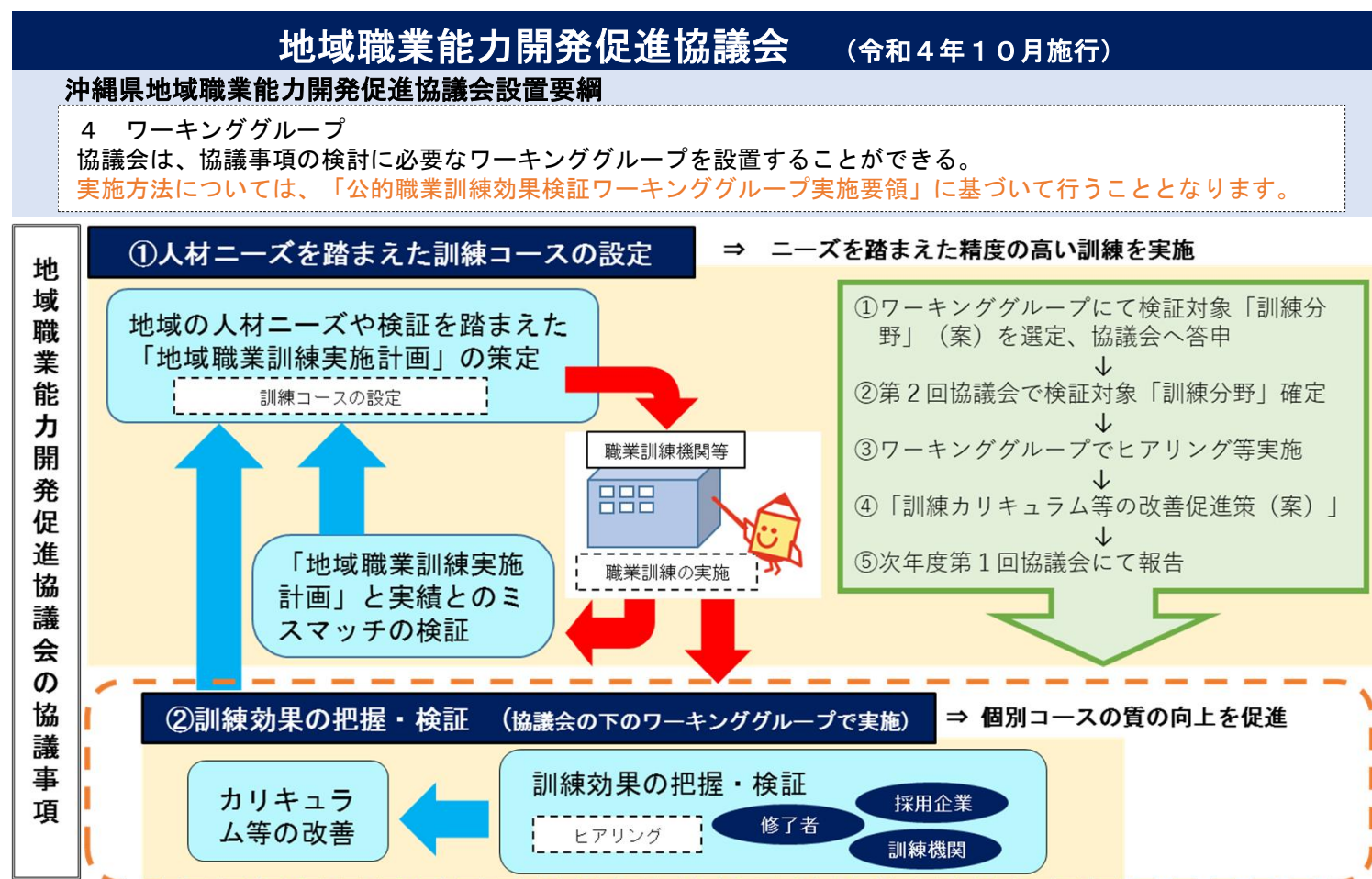
「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

(3) 公的職業訓練の周知・広報等

意欲ある訓練受講希望者を確保し受講あつ旋するためには、広く公的職業訓練について周知広報する必要があることから、ポスター・リーフレットの作成・配布に加え、インターネット、SNS を活用し、潜在的受講希望者の掘り起こしを図る。

1. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（WG）について

- 協議会構成員のうち、労働局、県及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構を構成員とし、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングを行い、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。
- 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を決定し、WGにおいて当該訓練分野より3コース以上決定して実施する。



2. 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（WG）スケジュール

日 程	WG	協議会	内 容
令和7年1月	6年度第2回		効果検証を実施する訓練分野の検討
2月			
3月		6年度第2回	効果検証を実施する訓練分野の決定
4月			
5月	7年度第1回		ヒアリング実施方法及び対象訓練実施機関（コース）の調整、実施準備
6月			
7月			
8月	第2回		・ヒアリング実施（7～9月） ・進捗状況確認、情報共有（WG） ・労働局において結果のとりまとめ
9月			
10月	第3回		・ヒアリング実施結果について共有 ・訓練カリキュラム等の改善促進策（案）の検討
11月		7年度第1回	効果検証内容、改善促進策の報告
12月			



3. ヒアリング実施について

ヒアリング内容

ヒアリング対象者	ヒアリング内容（必須項目）
訓練実施機関	・ 訓練実施にあたって工夫している点 ・ 訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況 ・ 訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点
訓練修了者	・ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの ・ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの ・ 就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等
訓練修了者を採用した企業	・ 訓練により得られたスキル・技能等のうち、採用後に役に立っているもの ・ 訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等 ・ 訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること

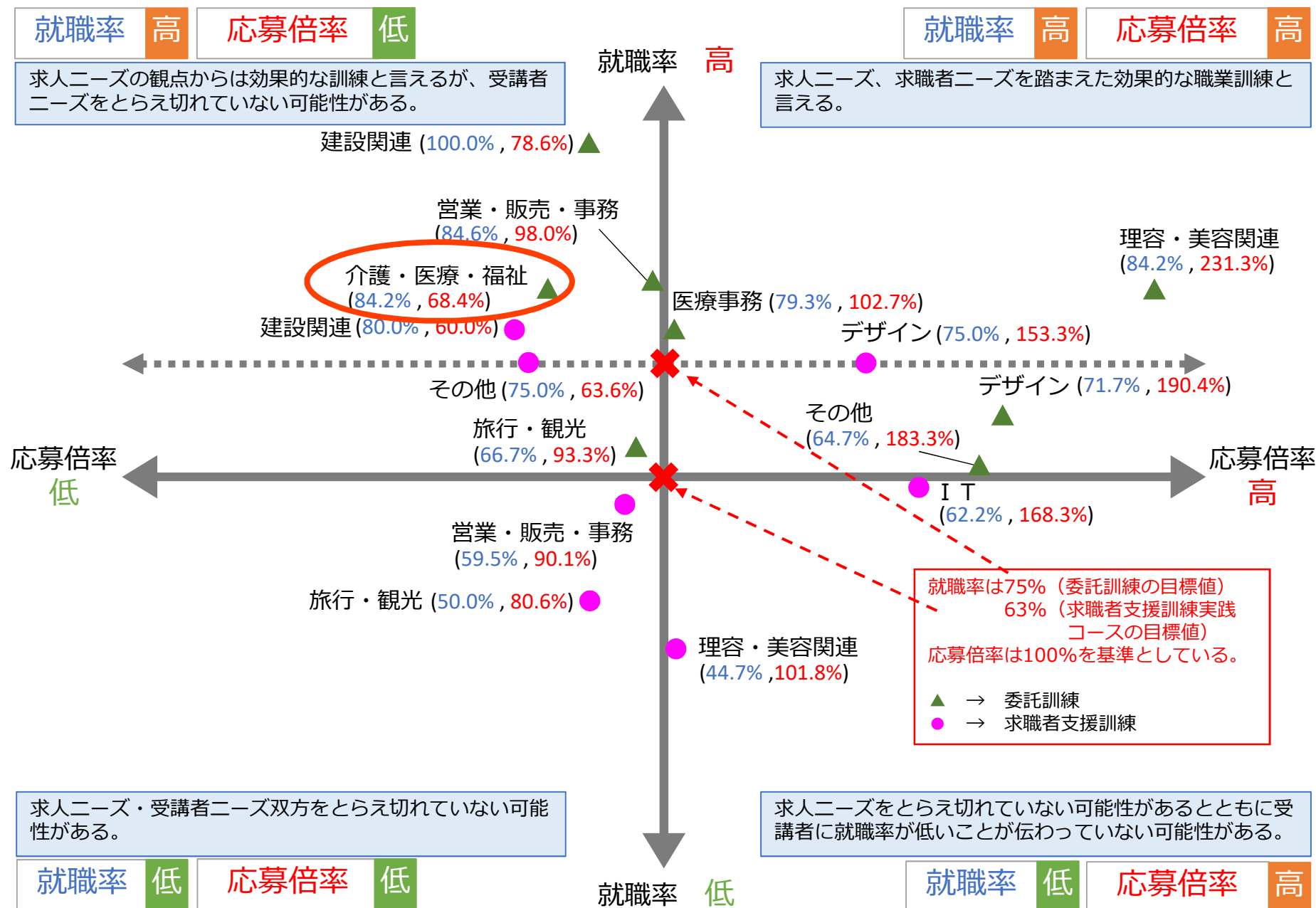
必須項目のほか、対象分野（介護・医療・福祉）に関連する質問を追加する。

役割分担

訓練種別	訓練実施機関	訓練修了者	訓練修了者を採用した企業
公共職業訓練	浦添・具志川職業能力開発校	浦添・具志川職業能力開発校	沖縄県労働政策課
求職者支援訓練	(独) 高齢・障害・求職者 雇用支援機構沖縄支部	沖縄労働局 (ハローワーク)	沖縄労働局 (ハローワーク)

訓練種別ごとに担当を決め、訓練実施機関、修了者、採用企業にヒアリングを実施する。

4. 令和5年度公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の応募倍率・就職率



5. 令和7年度効果検証対象の訓練分野（案）

介護・医療・福祉分野

【令和5年度実績】

訓練種別	コース数	定員	受講者数	応募率	定員充足率	就職率
沖縄県委託訓練	13	187	111	68.4%	59.4%	84.2%
求職者支援訓練	2	30	15	66.7%	50.0%	(46.2%)

※長期高度人材育成コース（介護福祉士養成科、保育士養成科）を含む。

※委託訓練で(株)PC-ワールドの1コース、求職者支援訓練で(株)Ryukiusの2コースが中止。

※求職者支援訓練は令和6年度終了のため、就職率は令和6年度の参考値。

【選定理由】

1. 沖縄県地域職業能力開発促進協議会において、人手不足分野における公的職業訓練の効果検証が必要との意見があり、慢性的な人手不足である「介護・医療・福祉」分野において、今後活躍できる人材の育成及び労働力のマッチング強化を強く進める必要があるため。
2. 令和5年度実績において、就職率が高い一方で応募倍率が低い分野であり、ヒアリングによる検証・改善が必要と思料されるため。
3. 前々回（デジタル分野）、前回（理容・美容分野）の効果検証で応募倍率の高い分野を選定しており、応募倍率の改善に向けた取組を検討する必要があるため。

『産業人材育成計画(仮称)』の策定について (新規)

事業目的

職業能力開発促進法に基づき、国(厚生労働大臣)が策定する職業能力開発基本計画を踏まえ、本県の職業能力開発施策の基本的な方向を示す『第12次沖縄県職業能力開発計画(令和8～12年度)』を策定する。併せて、沖縄県立職業能力開発校の老朽化した施設の検討と、時代のニーズを反映した訓練科の再編等を内容とする『沖縄県職業能力開発校のあり方』を策定する。

国の示す計画と整合性を図るとともに、県の施策を反映させ、上記2計画を包含する『産業人材育成計画(仮称)』を策定する。

スケジュール

<R7年度>

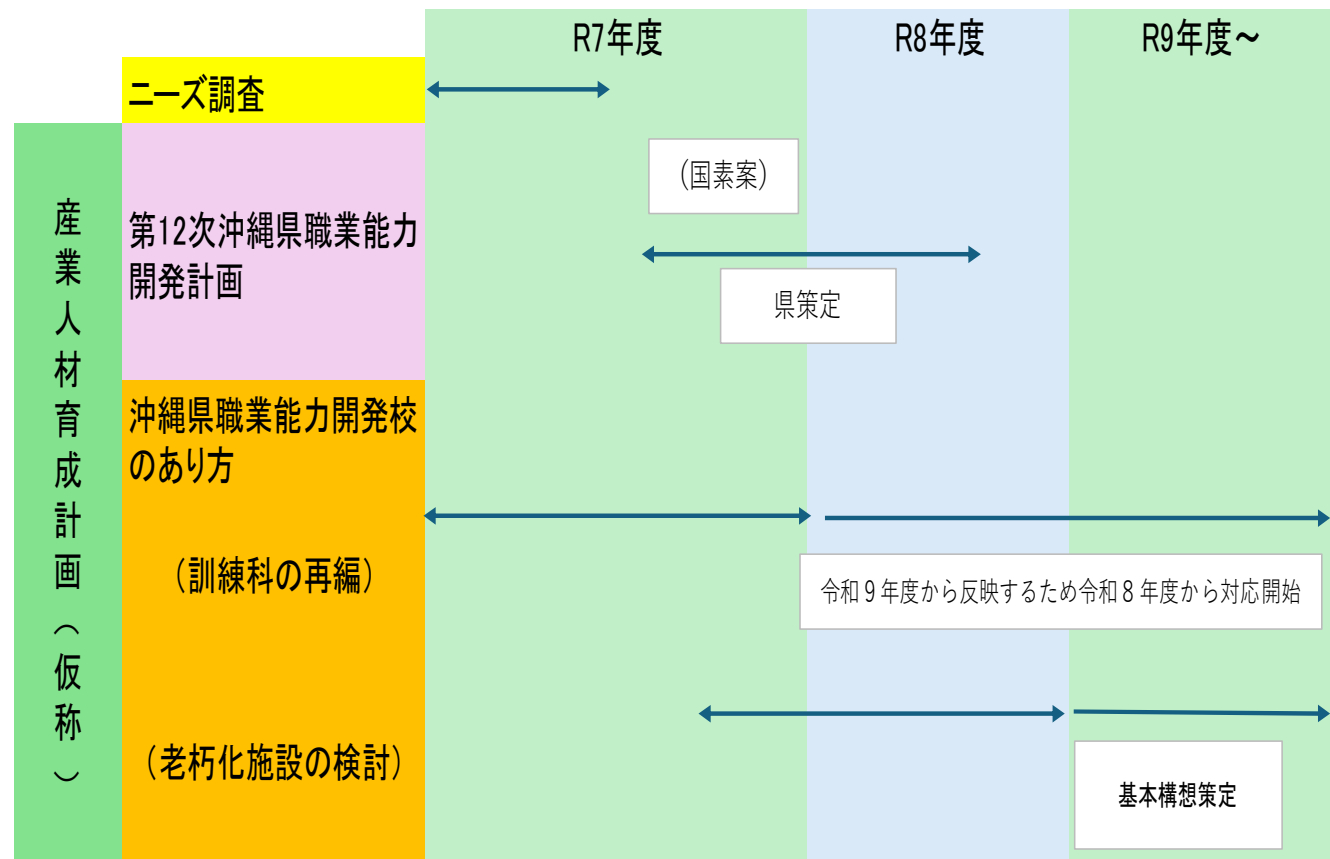
- ①企業へアンケート調査600社程度
- ②求職者へアンケート実施
- ③重点分野企業のヒアリング
- ④職業能力開発校施設整備計画の策定支援業務
- ⑤職業能力開発校あり方(訓練科再編)の策定
- ⑥第12次沖縄県職業能力開発計画策定準備

<R8年度>

- ①第12次沖縄県職業能力開発計画策定
- ②職業能力開発校のあり方(施設の検討)策定
- ③再編後の訓練科スタートに向けた訓練生の募集及び指導体制の整備

<R9年度～>

- ①計画の実施：再編後の訓練科スタート
- ②計画の実施：施設の基本構想策定



令和 6 年度沖縄県職業訓練実施計画

令和 6 年 3 月 18 日

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、雇用失業情勢に応じて、職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上を図るものである。

また、沖縄労働局、沖縄県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部が一体となって、公的職業訓練を効率的かつ効果的に実施するために必要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定をおこなうものとする。

2 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 地域における人材ニーズ

沖縄県においては、先進的なデジタル技術の導入によるDXを推進し、デジタル社会に対応した産業構造への転換を図っていくことが求められる。

新型コロナウイルス感染症等を契機として、テレワーク等の働き方をはじめ、生活全般においてデジタル技術を駆使した新たな業態、新たな日常の導入を加速させ、社会の幅広い領域でDXに代表される技術革新や産業構造の変化を促進させる中で、IT等のデジタル技術を活用した課題解決や業務効率化、他の業務領域との協力・連携を行えるIT等のデジタル技術人材の育成が急務となっている。

また、コロナ禍以前から、県の基幹産業である観光産業の人材不足が課題として挙げられており、人手不足の解消に向けては、子どもや学生に対する観光産業の魅力発信や外国人観光客にも対応出来る高度な人材育成、観光地経営の担い手の育成・確保が必要である。

(2) 労働市場の動向と課題等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、令和5年12月の有効求人倍率が1.15倍となっており、求人の持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、沖縄県の持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。

また、若年者及び非正規労働者いわゆる就職氷河期世代に対する職業能力向上、出産等でキャリアを中断した女性や高齢者の雇用継続や再就職に向けた職業能力開発施策の充実も課題となっている。

(3) 職業訓練の実施状況（令和5年12月末現在）

令和5年度における職業訓練の受講者数は、次のとおりである。

公共職業訓練	2,628人/定員3,095人
・離職者訓練	1,376人/定員1,894人
・在職者訓練	752人/定員801人
・学卒者訓練	452人/定員290人
・障害者訓練	48人/定員110人
求職者支援訓練	415人/定員1,083人

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

(1) 離職者訓練の実施方針

ア 公共職業訓練の実施方針

県立職業能力開発校および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、「職業に必要な知識・技能・技術を習得させる職業訓練の実施」、「就業後の職業の安定と地位向上及び地域社会の発展に寄与できる人材の育成」を目的に雇用情勢に応じた機動的な職業訓練を実施する。

また、実施にあたっては、「地域における人材育成ニーズを踏まえること」、「中小企業等を対象とすること」、「ものづくり分野であること」、「民間教育機関で実施していないこと」等に留意のうえ実施するものとする。

イ 求職者支援訓練の実施方針

国による認定に際し、デジタル分野等の成長分野に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

(2) 在職者訓練の実施方針

県内には中小零細企業が多く、大企業と比較して人材育成にかかる時間や資金

等に余裕がないことから、各企業が自ら従業員の職業能力開発に取り組むことが厳しい状況にある。

このことから、県立職業能力開発校および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、自ら従業員の職業能力開発を行うことが困難な中小企業等を支援するため、在職者に対する訓練を実施する。

（３）学卒者訓練の実施方針

県立職業能力開発校において、「職業に必要な知識・技能・技術を習得させる職業訓練の実施」、「就業後の職業の安定と地位向上及び地域社会の発展に寄与できる人材の育成」を目的に県内の産業を支える即戦力となる若年技能者を育成する。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業能力開発大学校において、専門課程では技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者を育成し、応用課程では産業界のニーズに対応できる生産技術・管理技術のリーダーを育成する。

（４）障害者訓練の実施方針

障がい者施策が、福祉から就労支援へと大きくその重点を移しつつある中、障がい者職業能力開発の果たす役割はますます期待が高まっている。

現在、全国における障害者職業能力開発校は、国立県営を中心に１９校設置されているが、設置されていない都道府県においては、近隣県の施設などを活用するなどしているところである。

しかし、島嶼県である本県は、他県と異なり近隣県の施設を活用することが難しいことから、県立職業能力開発校において、障がい者訓練を継続するとともに、社会福祉法人等を活用した障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施する。

４ 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

（１）離職者に対する公的職業訓練

ア 離職者に対する公共職業訓練（令和６年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、１,７５６人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、５９２人については、施設内訓練として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、１,１６４人については、委託訓練として実施するものとする。

就職率は施設内訓練で８２.５％以上、委託訓練で７５％以上を目指す。

② 離職者訓練の内容

離職者訓練の内容等は、以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
施設内訓練	具志川職業能力開発校	３	４６人	造園ガーデニング科 オフィスビジネス科

	浦添職業能力開発校	5	90 人	電気工事科 建設機械整備科 配管・建物設備科 溶接・板金塗装科 エクステリア科
	沖縄職業能力開発促進センター	32	456 人	テクニカルメタルワーク科 運輸機械サービス科 住環境計画科 R C造施工技術科 （短期デュアルコース） ビル管理技術科 ビル管理技術科 （短期デュアルコース） 電気設備技術科 組込みシステムエンジニア科 スマート生産サポート科 橋渡し訓練
	計	40	592 人	
委託訓練 （国）	具志川職業能力開発校	29	462 人	知識等習得コース 長期高度人材育成コース デジタル資格コース
委託訓練 （県独自）	浦添職業能力開発校	39	684 人	知識等習得コース 長期高度人材育成コース デジタル資格コース Eラーニングコース 高齢求職者スキルアップ・ス キルチェンジコース 定住外国人向け職業訓練コ ース
		1	18 人	調理科
	計	69	1, 164 人	
合 計		109	1, 756 人	

イ 求職者支援訓練（令和6年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、637 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 849 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 58%以上、実践コースで 63%以上

を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

訓練認定規模に占める各コース及び分野の割合は、応募者数や認定申請件数などこれまでの実績を踏まえ、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 25%

ロ 実践コース 訓練認定規模の 75%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、デジタル（IT・デザイン）分野 30%、営業・販売・事務分野 40%、その他の地域ニーズ分野 30%として設定するものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする。

		定員計	地域別内訳		
			南部地域	中・北部地域	離島地域
基礎コース		212	60	93	59
実践コース		637	343	248	46
デジタル系	IT分野	191	110	81	-
	デザイン分野のうちWEBデザイン系				
営業・販売・事務分野		255	133	76	46
その他		191	100	91	-
計		849	403	341	105

※南部地域・・・那覇所管轄、中・北部地域・・・沖縄所及び名護所管轄、離島地域・・・宮古所及び八重山所管轄とする。

※認定状況に応じ、地域別の定員配分は変更する場合がある。

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース 30%

ロ 実践コース 10%

(注) 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。

ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別（基礎コース・実践コース）の認定に活用することとする。第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員は、訓練種別（基礎コース・実践コース）及び分野にかかわらず活用することとする。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等（令和6年度計画）

① 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、943人とする。

② 在職者訓練の実施内容

在職者訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
施設内訓練	具志川職業能力開発校	2	30人	建設機械運転科 建築CAD講座
	浦添職業能力開発校	6	72人	建設車両運転科 建築配管技能士実技対策講座 左官技能士実技対策講座 左官技能士学科対策講座
	沖縄職業能力開発促進センター	34	331人	機械系 電気・電子系 居住系
	沖縄職業能力開発大学校	51	510人	機械系 電気・電子系 居住系
合 計		93	943人	

(3) 学卒者に対する公共職業訓練（令和6年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130人については専門課程による公共職業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、100人については普通

課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するものとする。

就職率は95%以上を目指す。

② 学卒者訓練の実施内容

学卒者訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
普通課程	具志川職業能力開発校	4	80 人	電気システム科 自動車整備科 メディア・アート科 情報システム科
	浦添職業能力開発校	1	20 人	自動車整備科
専門課程	沖縄職業能力開発大学校	6	130 人	生産技術科 電子情報技術科 電気エネルギー制御科 住居環境科 ホテルビジネス科 物流情報科
応用課程	沖縄職業能力開発大学校	3	60 人	生産機械システム技術科 生産電子情報システム技術科 生産電気システム技術科
合 計		14	290 人	

※2年課程については、1年次の定員のみ記載。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練（令和6年度計画）

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、89人とする。障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、40人については委託訓練として、実施するものとする。

就職率は施設内訓練で70%以上、委託訓練で55%以上を目指す。

② 障害者訓練の実施内容

障害者等に対する公共職業訓練の実施内容等は以下のとおりとする。

区分	実施主体	コース	対象者数	訓練科名等
施設内訓練	具志川職業能力開発校	3	29 人	総合実務科 オフィスビジネス科
	浦添職業能力開発校	2	20 人	オフィスビジネス科
委託訓練 (国)	具志川職業能力開発校	6	16 人	知識・技能習得訓練コース(集合訓練) 実践能力習得訓練コース 特別支援学校早期訓練コース

	浦添職業能力開発校	6	24 人	知識・技能習得訓練コース（集合訓練） 実践能力習得訓練コース 特別支援学校早期訓練コース
合 計		17	89 人	

5 その他、職業能力開発及び向上促進のための取組

（１）関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域ニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

このため、国及び県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組を行うことが必要である。

令和６年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するにあたり、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

（２）受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

（３）公的職業訓練の周知・広報等

意欲ある訓練受講希望者を確保し受講あつ旋するためには、広く公的職業訓練について周知広報する必要があることから、ポスター・リーフレットの作成・配布に加え、インターネット、SNS を活用し、潜在的受講希望者の掘り起こしを図る。

（４）地域リスキリング推進事業

沖縄県及び市町村において、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する事業を実施することができる。

（対象事例）

- ① 経営者等の意識改革・理解促進
- ② リスキリングの推進サポート
- ③ 従業員（在職者）の理解促進・リスキリング支援

なお、実施に当たっては、沖縄県地域職業能力開発促進協議会に報告する。

ハロートレーニング（離職者向け）の6年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

沖縄県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	110	－	15	－	95
	営業・販売・事務分野	789	26	508	－	255
	医療事務分野	126	－	102	－	24
	介護・医療・福祉分野	206	－	182	－	24
	農業分野	43	20	－	－	23
	旅行・観光分野	93	－	69	－	24
	デザイン分野	216	－	120	－	96
	製造分野	288	60	－	204	24
	建設関連分野	261	30	83	124	24
	理容・美容関連分野	76	－	52	－	24
	その他分野	185	－	33	128	24
求職者支援訓練（基礎コース）		212				212
合計		2,605	136	1,164	456	849
（参考） デジタル分野		191				191

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ運営要綱

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 構成員

（１）ワーキンググループは、以下に掲げる者を構成員とする。

- ① 沖縄県商工労働部労働政策課
- ② 沖縄県立浦添職業能力開発校
- ③ 沖縄県立具志川職業能力開発校
- ④ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部
- ⑤ 沖縄労働局
- ⑥ 那覇公共職業安定所
- ⑦ 沖縄公共職業安定所
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

（２）構成員は、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

- （１）検証対象コースの選定
- （２）ヒアリングの実施
- （３）ヒアリングを踏まえた効果検証等
- （４）効果検証結果を踏まえた検討

(5) 協議会への報告

4 検討事項

ワーキンググループは、3の検証のほか、次の事項について検討を行う。

- (1) 職業訓練実施計画（案）及び連携方法等の事前検討について
- (2) 公的職業訓練全般に係る具体的な課題等について
- (3) その他必要な事項について

5 その他

- (1) ワーキンググループの事務局は、沖縄労働局職業安定部訓練課に置く。
- (2) この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月16日から施行する。